

平成30年10月4日 開催平成30年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会

資料9

## 平成30年度納付金の算定状況

# 平成30年度国保事業費納付金等の算定について

平成30年1月19日  
医療指導課

- 平成30年度に向けて都道府県も新たに国保の保険者となり、市町村と一緒に国保の財政運営を担う役割が付加されることとなり、県が市町村に対して国保事業費納付金(以下「納付金」という)等を算定して、市町村がこれを県に納付するという仕組みとなる。
- 平成29年12月25日に、国から納付金等の算定に必要な確定係数が示されて以降、平成30年度納付金等を算定していたが、その算定結果を報告する。

## 1 納付金等の算定結果

県全体の納付金額 14,671,296,393円

### 〈市町村別の納付金額〉

市町村名	被保険者数 (人)	医療費 指数	納付金額(円)(A)	標準保険料率の算定に必要な保険料総額(円)(B)	保険料で集めるべき1 人当たりの額(円)(C)
鳥取市	37,669	1.0095	4,442,483,825	4,033,173,749	106,479
米子市	29,909	1.0318	3,868,804,921	3,358,729,513	112,535
倉吉市	10,993	1.0300	1,322,416,512	1,126,909,959	100,885
境港市	6,759	1.2630	897,505,563	782,550,816	112,043
岩美町	2,810	0.9834	293,335,824	257,798,230	88,948
八頭町	3,676	1.0280	388,946,513	356,283,384	92,943
若桜町	778	1.1035	76,852,640	71,797,817	78,896
智頭町	1,644	1.0366	202,422,466	167,309,537	91,669
湯梨浜町	3,703	1.0557	462,238,278	417,983,794	115,324
三朝町	1,464	1.1369	190,941,171	155,141,060	99,541
北栄町	4,126	0.9768	504,563,517	466,935,651	111,878
琴浦町	4,266	1.0717	488,174,125	436,161,455	101,757
南部町	2,535	1.0803	300,210,553	269,216,224	106,113
伯耆町	2,709	0.9861	312,882,158	293,771,843	115,225
日吉津村	721	1.1433	72,935,354	74,311,439	103,685
大山町	4,379	1.0607	517,671,797	482,464,086	110,345
日南町	1,092	1.1300	169,125,255	134,145,301	121,054
日野町	730	1.0105	87,542,234	69,371,865	92,951
江府町	593	1.1633	72,243,687	66,888,720	114,790
合計(または平均)	120,556	1.0685	14,671,296,393	13,020,944,443	107,147

(注)

- ・ 納付金額(A)の算定方式は、資産割を除く3方式(所得割・均等割・平等割)で算定したもの。
- ・ 保険料で集めるべき1人当たりの額(C)は、一般会計からの法定外繰入、基金繰入、前年度繰越金を加味していない額である。

## 2 今後の事務の流れ

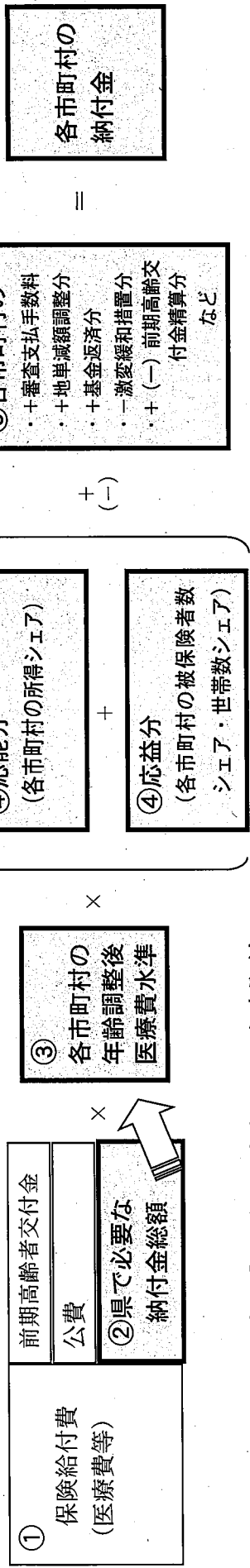
上記1、表の(A)欄の納付金額を基に、市町村がそれぞれ算定方式や予定収納率、市町村に直接交付される公費、また、繰越金や市町村財政調整基金からの繰入等を総合的に勘案して、保険料率を決定、賦課・徴収することとなる。

# 【納付金算定のイメージ】

原則、市町村の納付金の額は、県で必要な納付金総額を各市町村の医療費水準と所得水準を反映させて算定する。

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の医療費の伸び等で推計）
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出
- ③ ②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案
- ④ ③に各市町村の県内での所得シェアや被保険者数シェアを反映
- ⑤ ④に各市町村固有の経費を加算減算して各市町村の納付金を決定

《上記算定のイメージ図》



※国が示す係数（①・③・④など）の変動により各市町村の納付金も変動する。

## 【激変緩和措置】

○上記納付金制度の仕組に伴い、これまで各市町村が個別の実情により決定していた保険料（税）が、以下の要因等の影響を受け、保険料（税）が増額する市町村と減額する市町村が発生。

- ・ 県が一括して前期高齢者交付金や国庫負担金等の公費を収入（※これまでは各市町村の実情に応じた額が国から交付）
- ・ 県全体で必要となる納付金総額を各市町村の医療費水準や所得水準を反映して配分（※これまでは各市町村独自の実情に応じて反映）

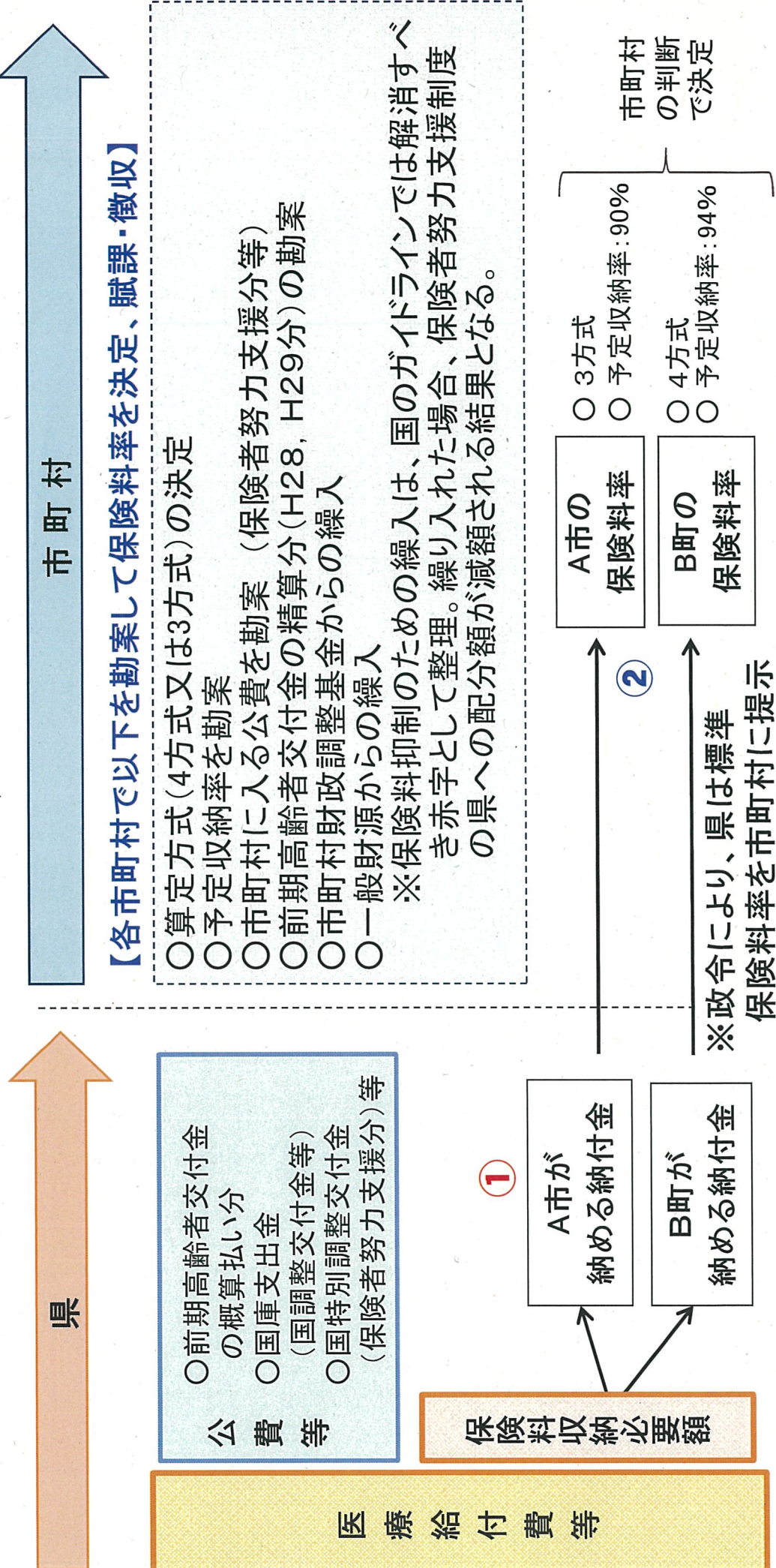
○このため、保険料（税）上昇等を一定程度抑えるため、県内一定ルールに基づき激変緩和措置を実施。

# 市町村における保険料率の算定（イメージ）

① 県は、医療給付費等の見込みを立て、**市町村ごとの納付金（※）の額を決定**

※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮

② 市町村は、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。



県

市町村

【各市町村で以下を勘案して保険料率を決定、賦課・徴収】

- 算定方式(4方式又は3方式)の決定
- 予定収納率を勘案
- 市町村に入る公費を勘案（保険者努力支援分等）
- 前期高齢者交付金の精算分(H28, H29分)の勘案
- 市町村財政調整基金からの繰入
- 一般財源からの繰入

※保険料抑制のための繰入は、国のガイドラインでは解消すべき赤字として整理。繰り入れた場合、保険者努力支援制度の県への配分額が減額される結果となる。

- 前期高齢者交付金の概算払い分
- 国庫支出金（国調整交付金等）
- 国特別調整交付金（保険者努力支援分）等

医療給付費等

保険料収納必要額

A市が納める納付金  
B町が納める納付金

A市の保険料率  
B町の保険料率

- 3方式
- 予定収納率:90%
- 4方式
- 予定収納率:94%

市町村の判断で決定

※政令により、県は標準保険料率を市町村に提示

## 4段階の激変緩和措置

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

### 被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

#### ア)市町村ごとの「納付金の設定」際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

#### イ)「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

#### ウ)「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30～35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

#### エ)「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円のうち300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。平成30年度は全国で300億円【単年度で活用】)

※ 決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

# 平成30年度納付金・標準保険料率の主な算定方法

項目	方針	理由
① 保険料(税)率の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、将来的な課題として検討する</li> </ul>	
② $\alpha$ の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li><math>\alpha = 1</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費水準に応じた保険料設定のため</li> </ul>
③ $\beta$ の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li><math>\beta =</math>都道府県(約0.78)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得水準に応じた保険料設定のため</li> </ul>
④ 高額医療費の共同負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同負担は実施しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改革により一定の負担緩和され、共同負担の効果が不明な状況であり、30年度においては実施しない</li> </ul>
⑤ 賦課限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が政令で定める額と同額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者間の負担の公平な所得水準の算定のため</li> </ul>
⑥ 算定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>3方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産割にかかる諸課題を考慮し、保険者間の負担の公平のため</li> </ul>
⑦ 収納率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の直近収納実績の3年平均</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の実態を適切に反映させるため</li> </ul>
⑧ 保険者努力支援制度(都道府県分)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム維持費等共通経費を各市町村へ配分</li> <li>残額は県の保険料収納必要総額から減算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改革により市町村の新たな負担となった部分に配慮するため</li> <li>都道府県分として配分された公費の効果を全市町村が享受するとともに、保険料負担の平準化を図るため</li> </ul>
⑨ 共通事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、共通委託など発生した場合に検討する</li> </ul>	
⑩ 激変緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>改革による影響に着目して、改革後の一人当たり保険料額(eベース)が一定割合3.0%を超えて増加する市町村の当該超えた部分を措置 ※一定割合3.0%＝自然増(1.5%/1年)×2年分</li> <li>今後、基点の在り方や解消方法等を検討する</li> </ul>	
⑪ 財政安定化基金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付要件(特別の事情): 災害、地域基盤産業の破綻、生活に影響がある場合</li> <li>市町村の補填方法: 全市町村で按分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政運営の都道府県化により各市町村の事業運営の安定化や保険料の平準化を図るとい改革の趣旨を踏まえ、県全体で支え合う</li> </ul>